

## 4.3 交通バリアフリー

### (1) 交通バリアフリーと交通バリアフリー法

交通バリアフリーといった場合、交通に係るすべてのバリアを除去し、すべての人が安全かつ円滑に移動できることをさす。この用語は、2000年公布・施行の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる交通バリアフリー法）」において、一般に普及し始めた。

交通バリアフリー法は、法の名が示す通り、高齢者・身体障害者などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性および安全性の向上を目的とし、2010年までにバリアフリー化を達成することを基本方針にしている。具体的には以下の取組みを主な柱とした。

- ① 旅客施設(駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)や交通機関(鉄道車両、バス、旅客船、航空機など)のバリアフリー化
- ② 旅客施設を中心とした一定の地区における市町村が作成する基本構想に基づいた旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などの一体的バリアフリー化

そして、この目的を達成するため、この法は次に示す仕組みを持っている。

- イ. 主務大臣(国土交通省、総務省、公安委員会)による基本方針の作成
- ロ. 交通事業者のバリアフリー基準適合義務
- ハ. 市町村主導によるバリアフリー施策の推進(概ね徒歩圏を対象とした重点整備地区を対象とした市町村による基本構想の作成、基本構想に基づく事業の実施)
- ニ. 情報の提供

このなかで従来の交通政策にはない取組みの特徴として、上記ハに示す市町村が主体となり、ある一定規模の地区を対象に、総合的なバリアフリー化のための構想をつくるという点がある。つまり市町村が主体となった面的な取組みに最大の特徴があった。

### (2) バリアフリー新法

2006年には、この交通バリアフリー法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（いわゆるハートビル法）」が統合した、新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー新法）」が公布・施行された。

この法律は、高齢者、障害者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定に加え、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたものである。同法は、国土交通省、総務省、国家公安委員会(警察庁)が共管する法律である。

交通バリアフリー法と比べて、対象者が、身体障害者から障害者となり、障害者全般に対象が広がった点、公共交通機関の移動から移動等となり、移動全般に範囲が広がった点に大きな特色がある。

移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置においては、交通バリアフリー法において定められた施設に加え、次のように対象範囲が広がった。

イ. 新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

- ① 旅客施設及び車両等(福祉タクシーの基準を追加)
- ② 道路    ③ 路外駐車場    ④ 都市公園    ⑤ 建築物

ロ. 上記、既存施設における基準適合の努力義務

また、市町村主導によるバリアフリー施策の推進においては、基本構想が対象とする重点整備地区の範囲が広がり、下記のようになった。

イ. 旅客施設を中心とした地区

- ① 路外駐車場、都市公園及びこれらの経路についての移動等の円滑化の推進
- ② 建築物の内部までの連続的な経路を確保
- ③ 駅、駅前のビル等、複数の管理者が関係する経路についての協定制度
- ④ 徒歩圏外における重点整備地区の設定

ロ. 旅客施設を含まない地区における重点整備地区の設定

さらに、住民等の計画段階からの参加の促進を図るため、

イ. 基本構想策定時の協議会制度の法定化

ロ. 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

したことも大きな特徴としてあげることができる。

### (3) 交通サービスの提供

以上のバリアフリー新法においては、交通サービスの提供方法については範囲外である。交通バリアフリーといった場合、道路や鉄道、バスなどの施設が

よくなったとしても、交通事業者から提供されるサービスがないと移動できない。たとえば車いすの人が駅に行き、また駅から目的の施設に行こうとした場合、道路、駅ともバリアフリー化され自力移動が可能としても、それぞれの施設が駅から遠い場合、自力移動が困難になる。このような時、バスやタクシーなどのサービスが必要になる。現在、コミュニティバスや乗合タクシー、ドアツードア型の移送サービスなどの試みを実施されているが充実しているとはいがたく、だれもが必要なときにサービスを楽しむサービス提供の仕組みが求められている。なお、このようなサービス提供については、道路運送法によって規定され、登録や許可を得ることになっている。